

経 済 要 録

国 内

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は10月21日、公定歩合を0.5%引下げることを決定し、22日から実施した。その内容は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	5.0	5.5
その他のものを担保とする貸付利子歩合	5.25	5.75

◇「総合経済対策」の決定

政府は10月21日、経済対策閣僚会議において「総合経済対策」を決定した。その構成は次のとおり。

1. 内需拡大による景気振興

- (1) 公共投資等の推進
- (2) 所得税および住民税の減税
- (3) 公共的事業分野への民間活力の導入の促進等
- (4) 民間投資の促進
- (5) 中小企業対策の推進
- (6) 金融政策の機動的運営

2. 市場開放

- (1) 関税率の引下げ
- (2) 輸入制限の緩和
- (3) 基準・認証制度改善の確実な実施
- (4) 市場開放問題苦情処理推進本部(O. T. O.)の活動の強力な推進

3. 輸入促進

- (1) 日本輸出入銀行の融資による輸入の促進等
- (2) 円による短期輸入金融の円滑化
- (3) 日本貿易振興会(JETRO)の輸入促進機能の強化
- (4) 政府等による輸入品調達促進
- (5) 輸入品流通機構の改善
- (6) その他

4. 資本流入の促進

- (1) 政府保証外債の米国市場での発行
- (2) 外貨公債に関する法制の整備等

5. 円による国際取引の促進および金融・資本市場等の環境整備

- (1) 実需原則の見直し
- (2) 円建て貿易関係銀行引受け手形市場の検討
- (3) 資本交流の円滑化
- (4) 金融の分野における外国企業の進出等

6. 国際協力等の推進

- (1) 産業協力の推進
- (2) 経済協力の推進
- (3) 国際金融機関への資金協力
- (4) 節度ある輸出の確保

◇長期国債等の応募者利回引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、11月債より実施した(長期国債は10月24日、政府保証債、公募地方債は11月1日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	7.3	7.5
	発行価格(円)	97.75	97.75
	応募者利回(%)	7.698	7.902
政府保証債	表面利率(%)	7.4	7.6
	発行価格(円)	98.25	98.25
	応募者利回(%)	7.709	7.913
公募地方債	表面利率(%)	7.4	7.6
	発行価格(円)	98.25	98.25
	応募者利回(%)	7.709	7.913

◇割引国債の応募者利回引下げ

政府は割引国債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(10月24日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	70.50	69.75
応募者利回(%)	7.241	7.470

◇証券金融会社の貸付金利引下げ

証券金融会社3社は、公社債流通金融金利を次のとおり引下げ、10月24日から実施した。

公社債流通金融金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
国債担保	6.25	6.75
その他公社債担保	6.50	7.00

◇金融債の応募者利回引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫、および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(10月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	7.3	7.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	7.300	7.500
3年もの	表面利率(%)	7.1	7.3
	発行価格(円)	100.00	99.85
	応募者利回(%)	7.100	7.361

◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、10月28日より実施した(10月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	8.2	8.4

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

(1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、11月6日以降募集分から実施した(10月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年ものもの	7.32	7.52

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、11月6日以降受託分から実施した(10月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	7.18	7.38

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、10月28日から実施した(10月27日発表)。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行	8.2	8.4
北海道東北開発公庫 (大企業向け)	8.2	8.4
中小企業金融公庫・ 国民金融公庫等(注)	8.1	8.2
公営企業金融公庫	8.25	8.35
商工組合中央金庫(組合貸)		
設備資金(1～3年以内)	8.1	8.2
運転資金(1～3年以内)	8.2	8.4

(注) 医療金融公庫・環境衛生金融公庫・北海道東北開発公庫(中小企業向け)を含む。

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引下げ、10月31日発行分から実施した(10月28日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

	変更後	変更前
割引歩合	4.875	5.375
応募者利回	4.914	5.423

◇事業債の発行条件引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し11月債から実施した(11月1日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	7.5	7.7
	発行価格(円)	98.75	98.75
	応募者利回(%)	7.700	7.902
10年もの	表面利率(%)	7.5	7.7
	発行価格(円)	99.00	99.00
	応募者利回(%)	7.676	7.878
7年もの	表面利率(%)	7.4	7.6
	発行価格(円)	99.50	99.50
	応募者利回(%)	7.508	7.709
6年もの	表面利率(%)	7.4	7.6
	発行価格(円)	99.75	99.75
	応募者利回(%)	7.460	7.660

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、固定金利型については11月14日以降新規貸付分から、変動金利型については11月7日以降新規貸付分からそれぞれ実施した(11月4日発表)。

住宅ローン金利(固定金利型)

(単位・年%)

	変更後	変更前
都銀・地銀等	8.10	8.22
長信・信託	8.16	8.28

(注) 変動金利型は、8.4%→8.2%に変更(ただし、11月7日以降新規貸付分から)。

◇金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の引下げ

日本銀行は11月8日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度をIのとおり変更し、59年1月4日より実施することを決定するとともに、同日以降のガイドラインとしての預金細目金利をIIのとおりとすることを決定した。

I 金融機関の預貯金等の金利の最高限度および勤労者財産形成年金貯蓄に係る金融機関の金利の最高限度

(下線部分は今回改訂、カッコ内は引下げ幅)

1. 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回の最高限度

期間の定めがある預金(期間3ヵ月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。)	年 <u>5.75%</u> (0.25%)
当座預金	無利息
納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。)	年 <u>2.25%</u> (0.25%)
その他の預金	年 <u>1.75%</u> (0.25%)

2. 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)に係る預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同条第11項の規定により当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)に係る利率の最高限度は、上記1.および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年6.5% (0.25%)とする。

3. 実施日

昭和59年1月4日

ただし、昭和59年1月3日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金(預金契約において一定の据置期間および払戻しについての一定の予告期間の定めがあるものに限る。)については、昭和59年2月3日までは、なお従前の例による。

II 昭和59年1月4日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(下線部分は今回改訂、カッコ内は引下げ幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年3.5%以下(0.25%)
期間6か月のもの	年4.75%以下(0.25%)
期間1年のもの	年5.5%以下(0.25%)
期間2年のもの	年5.75%以下(0.25%)

ただし、

イ. 期間2年のものの1年を経過した日に行われる中間利払の利率 年4.75%以下(0.25%)

ロ. 期限前払戻の場合の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6か月未満の場合	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
(ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合	年4.0%以下(0.25%)
(ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	年4.5%以下(0.25%)
(ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合	年5.25%以下(0.25%)

ハ. 期限後利率

(イ) 現払の場合(他預金への振替を含む)	当該現払が行われる日の普通預金の利率以下
(ロ) 定期預金または据置貯金に継続書替の場合	継続預入後の定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金

定期積金

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回 普通預金の利率以下

(2) 当座預金 無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄 年2.25%以下(0.25%)

組合預金を含む)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合、その払出の属する利息計算期間中の利率 普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金	年1.5%以下(0.25%)
通知預金	年1.75%以下(0.25%)
ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率	当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下
別段預金およびその他の雑預金	年1.5%以下(0.25%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および塩業組合の預貯金等の最高金利で、臨時金利調整法に基づく告示の2.により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率ならびに利回に、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとする事ができる。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年4.0%以下(0.25%)、期間6か月以上のものについては年5.0%以下(0.25%)とする。

4. 経過措置

上記1.、2.および3.にかかわらず、昭和59年1月3日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては当該期間満了まで、その他の預金のうち通知預金については、昭和59年2月3日までは、なお従前の例による。

◇短期貸出標準金利等の引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行(銀行勘定)および長期信用銀行は、短期貸出標準金利等を次のとおり引下げ、11月11日から実施した(11月8日以降逐次発表)。

短 期 貸 出 金 利

(単位・年%)

	変更後	変更前
信用度の特に高い手形の割引 および貸付(標準金利)	5.5	6.0
その他の手形の割引ならびに 貸付	7.25	7.75
当 座 貸 越	8.25	8.75